

松教学学第368号
令和8年7月8日

松戸市学区審議会
会長 恩田 忠治 様

松戸市教育委員会
教育長 波田 寿一



令和8年度市立小学校通学区域の変更について(諮問)

松戸市学区審議会条例第1条の規定に基づき、下記の事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

- (1) 常盤平第一小学校の通学区域の抹消を行う。
- (2) 常盤平第二小学校の通学区域の変更を行う。
- (3) 常盤平第三小学校の通学区域の変更を行う。

2 諮問理由

本市では、入学する学校の指定に関する規則(昭和45年松戸市教育委員会規則第9号)第2条第1項及び松戸市立小学校・中学校通学区域に関する規程(昭和45年松戸市教育委員会訓令第2号)第2条の規定に基づき、居住する住所によって通学区域を定め、就学すべき学校を指定しています。

現在、常盤平地区において、教育環境を維持するために、学級には一定規模の児童数が必要であると考えられます。しかしながら、常盤平第一小学校の実態としては、近年、児童数が著しく減少しており、児童数の回復が見込めない実情です。また、近接して複数の小学校が設置されていることを考慮すると、近接する学校の通学区域へと変更することにより、常盤平地区における教育環境の維持を図れるものと考えられます。

以上のことから、常盤平第一小学校の通学区域を抹消すること、それに伴い、常盤平第二小学校及び常盤平第三小学校の通学区域を変更することを検討していただきたく諮問いたします。